

追加資料-3 様式集（第一次審査）について

1．様式 4-3 について

本様式の「業種」欄の記載は総務省「日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改定）」に基づき記載すること。

2．様式 6-2 について

本様式では構成員・協力事業者の社名の記載は認めていないため、副生成物の引取り保証をする会社が構成員又は協力事業者を兼ねている場合は、墨塗りなどによりこれらの社名が特定できないようにすること。

—以 上—